

諫早労働基準監督署発表
令和6年5月29日(水)

担当	諫早労働基準監督署
	署長 樽見 啓介
	○監督課長 八木 徹
	(電話) 0957-26-3310

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

諫早労働基準監督署(署長 樽見啓介)は、本日、株式会社小森建設及び同社職長を、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年9月2日、大村市富の原の2階建て庁舎新築工事現場において、高さ3.85メートルの床型枠上で作業員に床型枠材であるベニヤ板の切断作業等を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社小森建設(こもりけんせつ)

所在地: 長崎県諫早市高来町

事業内容: 建設業

(2) 職長A

2 違反条文

被疑者株式会社小森建設、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第21条第2項(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第519条第1項(墜落防止設備の措置)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和5年9月2日、大村市富の原の2階建て庁舎新築工事現場において、被疑者Aの指示のもと、自社の労働者Bに、屋上階床型枠上において、屋上階床面となる

コンクリートを流し込む型をつくるため、木製の枠の切断作業等を行わせていたところ、当該作業に従事していた労働者Bが3.85メートル下の2階床面に墜落して死亡する災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の場所で作業を行う場合、墜落による危険を防止するため、開口部には囲い等の墜落防止設備を設けることが規定されていますが、本件災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 参考事項

令和5年の県内の建設業における休業4日以上労働災害発生件数は、215件となっており、このうち5件が死亡災害です。

また、過去3年間の休業4日以上労働災害は、令和4年225件（うち死亡災害0件）、令和3年236件（うち死亡災害7件）、令和2年224件（うち死亡災害4件）発生しています。

このうち、墜落・転落による労働災害は、令和5年83件（うち死亡災害4件）、令和4年70件（うち死亡災害0件）、令和3年77件（うち死亡災害4件）、令和2年90件（うち死亡災害3件）発生しています。

このような災害発生状況等を踏まえ、諫早労働基準監督署は、建設事業者に対して同種災害防止対策の徹底を呼びかけることはもとより、今後も法令違反により重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分を含め、厳正に対処していく方針です。

(参考)

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の4第5項、第57条の5第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、第65条の4、第68条、第89条第5項(第89条の2第2項において準用する場合を含む。)、第97条第2項、第105条又は第108条の2第4項の規定に違反した者

(第二号から第四号 略)

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(墜落防止設備の措置等)

第519条 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。) を設けなければならない。

(第2項 略)